◇登記手数料令の一部を改正する政令（政令第四百七号）（法務省）

1　趣旨に関する規定の整備

所有不動産記録証明書の交付の請求に関する手数料については、この政令の定めるところによるものとする。（第一条関係）

2　所有不動産記録証明書の交付についての手数料に関する規定の整備

所有不動産記録証明書の交付についての手数料は、一通につき千六百円とする。（第二条第三項関係）

3　電子情報処理組織を使用して行う所有不動産記録証明書の交付の請求に関する手数料に関する規定の整備

⑴　電子情報処理組織を使用して行う所有不動産記録証明書の交付の請求に関する手数料は、一通につき千四百七十円（当該所有不動産記録証明書の送付を求める場合にあっては、千五百円）とする。（第三条第二項関係）

⑵　所有不動産記録証明書の送付を書留又は郵便物の特殊取扱のうち法務大臣が定めるものの取扱いにより行うことを求める場合の手数料は、当該取扱いに要する料金を加算した額とする。（第三条第七項関係）

4　手数料の納付の免除に関する規定の整備

国又は地方公共団体の職員が、職務上所有不動産記録証明書の交付を請求する場合にも手数料を納めることを要するものとする。（第十八条関係）

5　その他

その他所要の改正を行う。

6　附則

⑴　この政令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年二月二日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係政令について所要の改正を行う。

◇公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四百八号）（消費者庁）

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十二号）の施行期日は、令和八年十二月一日とする。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第四百九号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の政令で定める法律として、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）を追加する。（本則関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇薬剤師法施行令の一部を改正する政令（政令第四百十号）（厚生労働省）

1　薬剤師法施行令の一部改正

⑴　薬剤師が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合における、死亡又は失踪の届出義務者による薬剤師名簿の登録の消除の申請について、電子情報処理組織を使用する方法により当該申請を行う場合は、都道府県知事を経由することを要しないものとする。（第六条第二項関係）

⑵　届出義務者が、死亡又は失踪の宣告を受けた薬剤師に係る登録の消除の申請を電子情報処理組織を使用する方法により行った場合は、当該薬剤師の免許証の返納についても、都道府県知事を経由することを要しないものとする。（第十条第三項関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

2　施行期日

この政令は、令和七年十二月二十六日から施行する。（附則関係）

法　律

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八十二号

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（保護司法の一部改正）

第一条　保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「世論の啓発」を「の世論の啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進」に、「地域社会の浄化をはかり」を「安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図り」に改める。

第三条第一項中「左の」を「次の」に、「すべて」を「全て」に、「委嘱する」を「委嘱する」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　人格識見が高いこと。

二　第三条第一項第四号及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う意欲を有すること。

三　職務の遂行に必要な時間を確保できること。

第三条第三項中「委嘱は」の下に「、多様な保護司の多様性の確保に配慮しつつ」を加え、「から」の下に「保護司がそれぞれの個性と能力を発揮して事務に従事することの重要性に鑑み」を加える。

同条に次の一項を加える。

5　保護観察所の長は、保護司の職務の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、第三項の推薦を行うに当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体若しくは個人の協力を得て、多様な人材の確保に資するよう努めるものとする。

第六条を削る。

第七条中「二年」を「三年」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第六条とする。

第八条ただし書中「但し」を「ただし」に、「は、この限りでない」を「その他特に必要があるときは、当該区域外においても、職務を行うことができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　保護司は、前項ただし書の規定によりその置かれた保護区の区域外において職務を行うとき（地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときを除く。）は、あらかじめ、又はその後遅滞なく、地方更生保護委員会又は保護観察所の長にその旨を報告しなければならない。

第八条を第七条とする。

第八条の二第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二号中「又は」を「、又は」に、「ための」を「たための地方公共団体の施策及び」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「又は」を「、又は」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第八条とする。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条第二項第一号中「第八条の二」を「第八条」に改め、同項第四号中「事項」を「事務」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　保護司の職務に関する研修の機会の提供

五　更生保護サポートセンター（保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行に資する施設として法務省令で定めるものをいう。）の運営

第十三条を第十二条とする。

第十四条第四号中「事項」を「事務」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　保護司の職務に関する研修の機会の提供